

# 質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2022 年 6 月 20 日

「全世界2022年度案件別外部事後評価パッケージ I -3(ジョージア、アルメニア、イラン)(一般競争入札(総合評価落札方式))」

(公示日:2022 年 6 月 8 日/調達管理番号:22a00130)について、質問と回答は以下の通りです。

1	p.14,15,22	入札説明書22頁「技術提案書にて提案を求める事項」の表、No.1「指標データの入手方法や、より適切な代替指標が考えられる場合には、その提案と入手方法」の「特記仕様書案への該当条項及び記載ページ」は、「第4章(1)調査・分析の実施基準(P14)脚注」とされていますが、この脚注はNo.2「定性的効果の確認事項や分析方法について」に関するもののようです。表のNo.1とNo.2の該当条項と記載ページに誤りがないか、ご確認をお願いします。	別紙 1「技術提案書にて提案を求める事項」のNo.1、No.2、No.3の「特記仕様書への該当条項及び記載ページ」について、以下の通り修正いたします。  (修正前) No.1: 第4条(1)調査・分析の実施基準 <u>(P14)</u> <u>脚注</u> No.2 第:4条 業務の実施方針及び留意事項 (2) 安全配慮と現地調査範囲 1)ジョージア:東西ハイウェイ整備事業、東西ハイウェイ整備事業(II) <u>(p15)</u> No.3: 第4条(3)ローカルリソースの活用 <u>(P17)</u>  (修正後) No.1: 第4条(1)調査・分析の実施基準 <u>(P13)</u> <u>脚注 3</u> No.2: 第:4条 業務の実施方針及び留意事項 (2) 安全配慮と現地調査範囲 1)ジョージア:東
---	------------	--	---

			西ハイウェイ整備事業、東西ハイウェイ整備事業(II)(p14)脚注8 No.3:第4条(3)ローカルリソースの活用(P16)脚注9
2	P.6「8.(4)提出書類」	技術提案書に加え別見積書の提出が求められていますが、どのような費目が別見積書の対象となりますでしょうか。	本案件については、別見積りの提出はありません。
3	P.14 ジョージア、東西ハイウェイ整備事業、東西ハイウェイ整備事業(II)	「東西ハイウェイ整備事業」の審査調書には、移転対象となった住民は5世帯と記載があり、「東西ハイウェイの整備事業(II)」の審査調書には、移転対象となった住民は16世帯と記載されています。これらの5世帯と16世帯は異なる世帯でしょうか。対象世帯の合計数をご教示いただくと幸いです。また、工事に伴う移転の対象となった住民へのヒアリングはそれら全ての世帯への聞き取りを想定していますでしょうか。移転対象者が現在、おおよそどの地域に居住しているかを示す資料を共有いただくことは可能でしょうか。一つの地域に集中して移転した場合と各地域の近隣に点在する形で移転した場合では、聞き取りにかかる日数や移動にかかる費用が異なります。また、ヒアリング対象者の居住地の状況に基づいて聞き取りの方法を変更する可能性も考えられます。これは適切な行程と価格を検討する上で必要な情報ですので、共有いただけますと幸いです。もし、その情報の共有が難しい場合は、この業務に関わる日数も示す形で費用を定額とするのが妥当と考えますが、いかがでしょうか。	1) 対象世帯数について 「東西ハイウェイ整備事業(II)」の審査時点では、詳細設計による線形変更等の結果、用地取得面積及び対象世帯数について「東西ハイウェイ整備事業」から変更があり、本事業の移転世帯数は16世帯です。 2) 移転対象者の居住地 移転対象者が現在、どの地域に居住しているかの資料について、現在提供できる情報はございません。 3) ヒアリングについて 現時点で全世帯への聞き取りは想定しておりません。実施機関や関係機関からの回答や資料からの机上調査を踏まえ、事業対象スコープの現地踏査の範囲内での調査を想定しております。

4	P.16 (3)ローカルリソースの活用	<p>本パッケージの対象となる3つの国において、JICAとして現地調査補助員(JICAプロジェクトのために活動する現地人材)を雇用したいと考えていますが、現地調査補助員用の日当・宿泊費に関するJICAまたはドナー間で共通した規定があれば、情報共有いただけますでしょうか。また、各プロジェクトの対象サイトは大きさの異なる町や都市が含まれており、どこで宿泊するかによって宿泊費等の規定の金額が異なる場合はその情報も含めてご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>提供できる情報はございません。各社の有する情報で積算をして頂いております。</p>
5	P.19 (2)安全管理	<p>本パッケージの対象案件の活動対象地または対象地の近隣都市(地方都市含む)に、それぞれJICAの規定に基づき日本人業務従事者が宿泊可能なホテルがあるかご教示いただけますでしょうか。対象案件の活動対象地やその近隣の都市(地方都市含む)に宿泊可能なホテルがない場合、その点も踏まえた調査行程を検討する必要が考えられますので、この点についての各国の宿泊に係るJICA規定および対象案件の活動対象地域で日本人業務従事者が宿泊可能なホテルの有無を教えてくださいと幸いです。</p>	<p>日本人業務従事者が宿泊可能なホテルの有無については、他の案件においても情報提供しておりません。業務従事者の現地での宿泊先は、第7条(2)安全管理の項に記載の内容に沿って現地宿泊先をご検討いただければと思います。</p>
6	p.23	<p>技術提案書の構成のページ数目安のうち、業務従事者の経験、能力等が5人となっています。これは、様式4-5(その1)と(その3)で4ページになりますから、様式4-5(その2)(類似業務経験リスト)を1ページ以内にせよ、ということでしょうか。2-3ページになる場合、減点でしょうか。</p>	<p>業務従事者の経験、能力等は6人となります。以下、入札説明書23頁【修正後】をご参照ください。(「類似業務」は例示です)</p>

7	p.23 技術提案書(コンサルタント等の法人としての経験、能力)の(1)類似業務の経験	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(2022年4月版)のなかで、1. プロポーザルに記載されるべき事項 (1)類似業務の経験として、「様式4-1(その1)では、概ね過去10年以内の類似業務の実績を海外、国内を合わせて20件を上限として選ぶ、うち、最も類似している実績3件を記載」との記載がございます。その一方、入札説明書(23ページ)では、「(1)類似業務の経験 類似業務:事業評価に係る業務1社当たり6枚(頁数目安)」とございまして、記載すべき実績は5件と推察されます。入札説明書の内容を踏まえるべきでしょうか？	プロポーザル作成ガイドラインに沿った20件・3件(=4~5頁)でお願いします。
8	P.23 1. 技術提案書の構成、記載事項、1コンサルタント等の法人としての経験・能力	左記の箇所の(1)類似業務の経験のページ数は1社につき、6ページと記載されていますが、2022年4月にJICA調達部・派遣業務部から公開された「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の3ページ目には、「様式4-1(その2)では、様式4-1(その1)の業務実績の中から、当該案件に最も類似していると考えられる実績(海外、国内を問わず)について3件を上限として選び、類似点を記載してください。」と記載されています。つまり、法人としての類似業務経験は3件まで記載可能ですので、ページ数は様式4-1(その1)と(その2)を合わせて4ページとなると思います。その理解で正しいでしょうか。もし、本案件については6ページまで記載が可能な場合は、類似案件は5件まで記載可能と理解すれば良いでしょうか。	質問6の回答をご参照ください。

入札説明書 23 ページ【修正後】

記載事項	頁数目安	
	1社	JV
表紙		
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1)類似業務の経験 <u>類似業務:デジタル技術活用に係るコンサルティング経験</u> (2)当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	5  1~2	注  1~2
2 業務の実施方針等 (1)課題に関する現状認識 (2)業務実施の基本方針 (3)作業計画/要員計画 (4)その他		5頁以下 5頁以下 3~4 1~2
3 業務従事予定者の経験、能力等 (1)評価対象業務従事者の経歴		6/人

注) 共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社(共同企業体代表者及び構成員)にてそれぞれ記載するため、「5枚×社数(共同企業体代表者及び構成員の社数)」を頁数目安として下さい。

以上